

要望書について（回答）

- 提出者：関金地区自治公民館協議会
- 受付日：令和7年7月23日
- 回答日：令和7年9月19日

〈堀自治公民館〉

①主要地方道倉吉江府溝口線堀地内の舗装修繕及び除草作業について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

主要地方道倉吉江府溝口線(堀橋～名子平坂までの間)の舗装修繕及び路肩除草について、鳥取県中部総合事務所県土整備局へ要望します。

②堀橋下流小鴨川左岸の護岸と市道陽線との間の立木伐採について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

令和3年に河川管理者である鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し「繁茂状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。」との回答でした。引き続き県に要望します。

〈南堀自治公民館〉

①市道縁石の修繕について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望箇所の縁石については、今年度修繕します。今後、このような除雪作業により破損した箇所を発見された場合は、直接、建設課にご連絡いただければ対応します。

〈泰久寺自治公民館〉

1 旧倉吉線廃線跡観光客対策について

①観光案内所の通年開所及び案内所トイレの常時開放

【回答：観光交流課 Tel 22-8158】

要望を受け、観光案内所のトイレにつきましては、令和7年6月2日（月）から通年開放するように対応をしました。

なお、トイレの常時開放につきましては、防犯対応の観点から日中のみの開放としています。

※観光案内所につきましては、冬季は観光客が少なく、降雪により廃線跡への立ち入りも難しいことから、安全性を考慮し、令和7年12月15日（月）から2月28日（金）までは冬季閉所とします。

②讃岐井出水路の歩道整備

【回答：観光交流課 Tel 22-8158】

讃岐井出水路は旧倉吉線跡周辺の観光スポットから外れており、また、隣接する県道45号線は車両の通行量が多い路線であることから、観光客の通行は危険である旨を周知するよう案内看板を設置していますが、より分かりやすい看板にするよう検討しています。よって、観光対策として当該水路の歩道化は考えておりません。

③看板の設置

【回答：観光交流課 Tel 22-8158】

観光案内所の駐車場の位置が分かりやすいよう、看板の設置を行います。

行き止まりの道に観光客の車両が入り込むとのことですので、地元と協議を行い、必要な看板を今年度中に整備します。

④歩車道の区別を明確化

【回答：観光交流課 Tel 22-8158】

歩車道の区別を明確化するよう、令和7年7月18日（金）に白線の引き直し作業を完了しました。

⑤アスファルト舗装の整備

【回答：観光交流課 Tel 22-8158】

陥没箇所の補修するよう建設部と協議を行っていますが、補修時期については未定となります。

⑥案内板を設置

【回答：観光交流課 Tel 22-8158】

観光案内所から廃線跡までの社寺、史跡を案内する案内板の設置について、記載内容も含め、地元と協議しながら検討を進めます。

2 路肩及び舗装の修繕、インフラ整備等について

①泰久寺公民館前から小鴨川側線の道路路肩（コンクリート部）の修繕

【回答：建設課 Tel 22-8169】

道路の修繕等については、緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応をしております。要望箇所についても整備予定箇所に組み入れ、実施時期を検討します。

②開田上野辺線の道路及び路肩修繕

【回答：建設課 Tel 22-8169】

道路の修繕等については、緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応をしております。要望箇所についても整備予定箇所に組み入れ、実施時期を検討します。

③県道 45 号線から泰久寺駅跡へ上がる交差点への街路灯設置

【回答：建設課 Tel 22-8169】

道路管理者として設置する道路照明については、交差点または横断歩道等の夜間の通行上、特に危険な場所に設置することを基本的な方針としております。当該箇所については、道路管理として道路照明を設置する箇所には該当しませんので、防犯街灯設置補助金を活用いただき、地元で防犯街灯の設置をご検討ください。

なお、ガードレールへの反射材の設置や、水路への転落対策としての転落防止柵の設置を検討します。

（松河原自治公民館）

①（上部）生活水路の修繕（市道角坂 1 号線・上部集会所～向井宅）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

道路の修繕等については、緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応をしております。要望箇所についても整備予定箇所に組み入れ、実施時期を検討します。

②（上部）農業用水路の修繕（市道仙槻線）

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

要望の水路は関金土地改良区の水管理水路であり、修繕の要望についてお伝えします。

関金土地改良区の管内におかれましても、老朽した農業用施設は多数あり、修繕は緊急性等を考慮し順次対応されていますので、具体的な改修計画は関金土地改良区と調整をお願いします。

また、地元で補修整備する場合には、原材料支給・機械借り上げ制度を活用いただけます。詳細については、地域整備課にご相談ください。この制度が活用できるのは年間 1 回としていますので、公民館内で十分に調整を図っていただきますようお願いいたします。

③（上部）生活水路の修繕（市道山根幹線 2 号線）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

水路等の修繕については緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応しております。当路線も整備予定箇所に組み入れ、他地区の優先度等を考慮し実施時期を検討します。

なお、地元として修繕を急がれたい場合は、地域修繕予算（令和 2 年度までの「原材料支給及び建設機械貸与制度」の代替予算）での整備を実施したいと考えております。詳細については建設課にご相談ください。

④（上部）道路脇の陥没の修繕（市道山根幹線2号線）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望箇所の陥没の修繕については、今年度実施します。

⑤（上部）水路の修繕（市道小倉線）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

水路等の修繕については緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応しております。当路線も整備予定箇所に組み入れ、他地区の優先度等を考慮し実施時期を検討します。

⑥（山新）木の伐採（市道井手1号線）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

道路の建築限界内に出ていて通行に支障が生じるなど早急に対応しなければならない箇所については、緊急性を考慮して市で伐採等の対応を行う場合もありますが、民地から道路に出ている枝葉については、所有者により管理をしていただくことが基本になっています。

官地内の樹木から伸びている枝については市で対応しますが、民地から道路に出ている枝については所有者（または地元自治公民館）による管理をお願いします。

⑦（山新）農業用水路の修繕（市道山根幹線2号線）

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

要望の水路は関金土地改良区の水管理水路であり、修繕の要望についてお伝えします。

関金土地改良区の管内におかれましても、老朽した農業用施設は多数あり、修繕は緊急性等を考慮し順次対応されていますので、具体的な改修計画は関金土地改良区と調整をお願いします。

また、地元で補修整備する場合には、原材料支給・機械借り上げ制度を活用いただけます。詳細については、地域整備課にご相談ください。この制度が活用できるのは年間1回としていますので、公民館内で十分に調整を図っていただきますようお願いいたします。

⑧（山新）農業用水路の修繕（市道山根幹線2号線）

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

要望の水路は関金土地改良区の水管理水路であり、修繕の要望についてお伝えします。

関金土地改良区の管内におかれましても、老朽した農業用施設は多数あり、修繕は緊急性等を考慮し順次対応されていますので、具体的な改修計画は関金土地改良区と調整をお願いします。

また、地元で補修整備する場合には、原材料支給・機械借り上げ制度を活用いただけます。詳細については、地域整備課にご相談ください。この制度が活用できるのは年間1回としていますので、公民館内で十分に調整を図っていただきますようお願いいたします。

⑨（井手）グレーチングの修繕（市道井手1号線の主要地方道辺り）

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

要望の水路は関金土地改良区の水管理水路であるため、修繕の要望についてお伝えしたところ、令和7年度中に対応したいとの回答でした。

⑩（井手）空き家の撤去（市道井手1号線の主要地方道辺り）

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

昨年度も空き家の所有者等（相続人）へ指導交渉を行いましたが進展しなかったため、今年度はこれまでの対応経過等を踏まえて、解決に向けた除却支援策や対処方針を再考して、相続人との調整や交渉等に取り組んでいるところです。

また、解決手段として、地元自治公民館の協力を得て取り組みたいため、段階を追って対処方針等の説明に伺うようにしますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

⑪（井手）道路の陥没の修繕（市道井手1号線）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

道路陥没（舗装沈下）等の修繕については、緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応しております。当路線も整備予定箇所に組み入れ、他地区の優先度等を考慮し実施時期を検討します。

⑫（本村）道路の修繕（法定外公共物）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該箇所のアスファルト舗装については、地域修繕予算（令和2年度までの「原材料支給及び建設機械貸与制度」の代替予算）で整備を行っていきたいと考えております。詳細については建設課にご相談ください。

⑬（本村）道路の修繕（市道本村1号線）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該箇所のアスファルト舗装については、地域修繕予算（令和2年度までの「原材料支給及び建設機械貸与制度」の代替予算）で整備を行っていきたいと考えております。詳細については建設課にご相談ください。

⑭（本村）消火栓の移動（市道本村1号線沿い）

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

当該消火栓は、「消防水利の基準」に規定される給水能力を備えるものではなく、常備消防及び公設消防団が使用することは想定されません。

また、周辺地域は付近に設置されている消防水利により、「消防水利の基準」に規定される配置基準を満たしています。

以上のことから、当該消火栓は撤去が望ましいと考えます。

なお、要望に係る今後の対応については、地元公民館と協議のうえ検討します。

⑮（本村）ふるさと農道縁の竹・木の伐採

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

要望箇所については、令和7年6月に伐採を行っております。引き続き現地状況を確認しながら、支障があれば伐採を行います。

〈大鳥居自治公民館〉

①市道仙隠峯線の修繕

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該箇所の排水不良の解消には舗装の修繕が必要と考えておりますが、舗装修繕については緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応しております。当路線も整備予定箇所に組み入れ、他地区の優先度等を考慮し実施時期を検討します。

②大鳥居集会所（大鳥居開田地区会館）フェンス修理

【回答：地域づくり支援課 Tel 22-8159】

集会所のフェンスの修理につきましては、自治公民館が所有・管理されている施設等の整備に関する支援制度「倉吉市自治公民館施設整備費補助金」が活用できますので、こちらの補助金の活用をご検討いただきますようお願いします。

この補助金は、自治公民館等が新築・修繕等に要した経費の16%を補助するものです。

現在、令和8年度の活用予定につきまして、各自治公民館に報告依頼を行っておりますので、ご活用いただく場合は報告をいただきますようお願いします。

なお、本補助金は、自治公民館加入世帯数による対象事業の下限額の定めがありますので、活用にあたりまして、詳しくは地域づくり支援課までご相談ください。

③市道仙隠峯線の修繕（仙隠溜池先十字路交差点から関金町大鳥居 1235番地108までの間）

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望箇所の舗装の損傷については緊急性が低いものと考えており、当面、経過観察とさせていただきます。今後、損傷が進行するなどの状況が見られれば情報提供をお願いします。

④用水路の修繕（市道大鳥居安歩線）

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

要望の水路は関金土地改良区の管理水路であり、修繕の要望についてお伝えします。

関金土地改良区の管内におかれましても、老朽した農業用施設は多数あり、修繕は緊急性等を考慮し順次対応されていますので、具体的な改修計画は関金土地改良区と調整をお願いします。

また、地元で補修整備する場合には、原材料支給・機械借り上げ制度を活用いただけます。詳細については、地域整備課にご相談ください。この制度が活用できるのは年間1回としていますので、公民館内で十分に調整を図っていただきますようお願いいたします。

〈八王子自治公民館〉

①大鳥居地区急傾斜施設の保全整備

【回答：建設課 Tel 22-8169】

要望箇所は鳥取県管理の急傾斜施設と思われるので、管理者である鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

②県道東伯関金線 鴨川中学校交差点から関金宿までの歩道除雪

【回答：建設課 Tel 22-8169】

現在の建設業界の人員体制や機械の保有状況を考慮すると、市として歩道除雪を実施することは困難な状況です。「地域除雪作業報奨金制度」を活用していただき、コミュニティセンターへ配備しております小型除雪機や地域で保有されている小型除雪機械により地元での除雪をお願いします。

〈山口自治公民館〉

①農業用水路の修繕について

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

要望のありました農業用水路の修繕については、樋門設置の専門業者と現地確認を行いました。

地元負担が伴いますが、県の補助事業等を活用し整備する事を検討いただきたいと思います。事業実施については、地域整備課へご相談ください。

〈本町自治公民館〉

①ポスター掲示板の建て替え修繕について

【回答：地域づくり支援課 Tel 22-8159】

ポスター掲示板の建て替え修繕につきましては、自治公民館が所有・管理されている施設等の整備に関する支援制度「倉吉市自治公民館施設整備費補助金」が活用できますので、こちらの補助金の活用をご検討いただきますようお願いいたします。

この補助金は、自治公民館等がの新築・修繕等に要した経費の16%を補助するものです。

現在、令和8年度の活用予定につきまして、各自治公民館に報告依頼を行っておりますので、ご活用いただく場合は報告をいただきますようお願いいたします。

なお、本補助金は、自治公民館加入世帯数による対象事業の下限額の定めがありますので、活用にあたりまして、詳しくは地域づくり支援課までご相談ください。